

平成29年10月2日（月）から

問 廃棄物対策課

☎（082）420-0926



ごみ指定袋交付申請の受付が始まります。

2歳未満の者、要介護者、障害者など日常的に紙おむつを使用されている市民に対し、紙おむつの排出に使用のごみ指定袋の一部を現物交付します。交付を希望される場合は、次のとおり申請をしてください。申請の際には、ごみ指定袋を入れる**マイバッグをご持参**ください。

- 1 申請について 申請書に必要事項を記載のうえ、市役所廃棄物対策課、各支所地域振興課のいずれかで申請をしてください。

対象者以外の方が申請される場合には、委任状（申請書内に記載）が必要です。

平成29年10月2日（月）～11月30日（水）の間は、市役所本庁舎1階に臨時申請場所を設けますので、こちらをご利用ください。

- 2 対象者 次のいずれかに該当する方とします。

対象者	必要書類等 （提示）	交付する指定袋	
		種類	交付組数（端数切上げ）
(1) 2歳未満の者（平成27年10月2日以降生まれで、本市の区域内に住所を有する者に限る）を養育している者	・母子健康手帳 ・申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）	申請時に①～④のいずれか1種類を選択してください。 交付は1組（10枚）単位とします。 ① 家庭系ごみ指定袋 40リットル・オレンジ色 ② 家庭系ごみ指定袋 20リットル・オレンジ色	申請日の属する月から満2歳に達する日の属する月までの月数に100リットルを乗じた容量分に相当する組数 ※交付対象となる月数は、24か月分を限度とし、月数に応じたごみ袋を一括交付
(2) 紙おむつ購入助成券の交付を受けた者（障害者）※対象年度内1回限りの申請	・紙おむつ購入助成券 ・申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）	お住まいがアパート・マンションで事業系ごみ指定袋を使用されている方	申請日の属する月から当該年度の3月までの月数に、200リットルを乗じた容量分に相当する組数
(3) 日常生活用具等給付券（対象用具欄が紙おむつ等に限る。）の交付を受けた者※対象年度内1回限りの申請	・日常生活用具等給付決定通知書又は日常生活用具等給付券 ・申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）	③ 事業系ごみ指定袋 45リットル・赤色 ④ 事業系ごみ指定袋 20リットル・赤色	
(4) 紙おむつ購入助成券の交付を受けた者（高齢者）※対象年度内1回限りの申請	・紙おむつ購入助成券 ・申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）	案内通知が届いている方 ※事前に案内通知が届いている方は、それをもって必要書類に代えることができます。交付申請書に添付して提出してください。ただし、申請者の本人確認ができる書類（免許証等）は必要となります。	